# 平成24年第1回尾鷲市議会定例会会議録平成24年2月28日(火曜日)

## ○議事日程(第1号)

平成24年2月28日(火)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号 尾鷲市事務分掌条例の一部改正について

日程第 4 議案第 2号 尾鷲市役所出張所設置条例の一部改正について

日程第 5 議案第 3号 尾鷲市立公民館条例の一部改正について

日程第 6 議案第 4号 尾鷲市地区コミュニティー・センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について

日程第 7 議案第 5 号 尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正に ついて

日程第 8 議案第 6号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 について

日程第 9 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一 部改正について

日程第10 議案第 8号 尾鷲市市税条例の一部改正について

日程第11 議案第 9号 尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について

日程第12 議案第10号 尾鷲市立図書館条例の一部改正について

日程第13 議案第11号 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正に ついて

日程第14 議案第12号 尾鷲市営住宅条例の一部改正について

日程第15 議案第13号 平成24年度尾鷲市一般会計予算の議決について

日程第16 議案第14号 平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算 の議決について

日程第18 議案第16号 平成24年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の 議決について

日程第19 議案第17号 平成24年度尾鷲市病院事業会計予算の議決につい

て

日程第20	議案第18号	平成24年度尾鷲市水道事業会計予算の議決につい
		て
日程第21	議案第19号	平成23年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の
		議決について
日程第22	議案第20号	平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
		予算(第3号)の議決について
日程第23	議案第21号	平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
		正予算 (第3号) の議決について
日程第24	議案第22号	平成23年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第4
		号) の議決について
日程第25	議案第23号	平成23年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2
		号) の議決について
日程第26	議案第24号	尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定につい
		て
日程第27	議案第25号	尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定につい
		て
日程第28	議案第26号	尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定
		1
		について
日程第29	議案第27号	について 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定
日程第29	議案第27号	
日程第29日程第30		尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定
		尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定 について
日程第30	議案第28号 議案第29号	尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定 について 尾鷲市道路線の認定について
日程第30日程第31	議案第28号 議案第29号 議案第30号	尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定 について 尾鷲市道路線の認定について 尾鷲市道路線の廃止について
日程第30日程第31日程第32	議案第28号 議案第29号 議案第30号	尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定 について 尾鷲市道路線の認定について 尾鷲市道路線の廃止について 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議について
日程第30日程第31日程第32	議案第28号 議案第29号 議案第30号	尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定 について 尾鷲市道路線の認定について 尾鷲市道路線の廃止について 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議について 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び
日程第30日程第31日程第32	議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号	尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定 について 尾鷲市道路線の認定について 尾鷲市道路線の廃止について 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議について 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び 三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について
日程第30日程第31日程第32日程第33	議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号	尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定 について 尾鷲市道路線の認定について 尾鷲市道路線の廃止について 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議について 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び 三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について
日程第30日程第31日程第32日程第33	議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号	尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について 尾鷲市道路線の認定について 尾鷲市道路線の廃止について 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議について 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び 三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について で 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請
日程第30日程第31日程第32日程第33	議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号	尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について 尾鷲市道路線の認定について 尾鷲市道路線の廃止について 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議について 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び 三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について で 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請 について

日程第36 議案第34号 尾鷲市教育委員会委員の選任について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第37 報告第 1号 専決処分事項について (訴えの提起) (報告、質疑)

日程第38 発議第 1号 中垣克朗議長に対する不信任決議について (提案説明、質疑、討論、採決)

#### ○出席議員(15名)

1番 北 村 道 生 議員 2番 内 山 鉄 芳 議員 3番 端無 徹 也 議員 4番田中 勲 議員 5番 三 林 輝 匡 議員 6番 神 保 美 也 議員 7番 南 靖 久 議員 8番 三 鬼 和 昭 議員 谷 公 孝 議員 9番 與 10番 大 川 真 清 議員 11番 濵 中 佳芳子 議員 12番 三 鬼 孝 之 議員 13番 髙 村 泰 徳 議員 15番 中 垣 克 朗 議員 16番 真 井 紀 夫 議員

# ○欠席議員(0名)

# ○説明のため出席した者

尾鷲総合病院医事課長

市 長 副 市 長 会計管理者兼出納室長 市 長 公 室 政 総 務 課 長 財 課 長 防災危機管理室長 税 務 課 長 市民サービス課長 福祉保健課長 環境 課 長 商工観光推進課長 魚まち推進課長 木のまち推進課長 建 設 課 長 i首 水 部 長 尾鷲総合病院事務長 尾鷲総合病院総務課長 

 教 育 委 員 長
 教 育 長

 教育委員会教育総務課長
 教育委員会生涯学習課長

 教育委員会学校教育担当調整監

監 查 氨 員 監查委員事務局長

○議会事務局職員出席者

事務局長 議事・調査係長

議事・調査係副主幹

〔開会 午前 9時59分〕

議長(中垣克朗議員) おはようございます。

これより平成24年第1回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) 皆さん、おはようございます。

寒気も少しずつ緩み始め、日ごとに暖かさを増す季節となりました。本日、議員の皆様方には、平成24年第1回定例会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会は、新年度に向けての大変重要な定例会でございます。本定例会には、34議案と報告1件を提出させていただきました。何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(中垣克朗議員) これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより 議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めた いと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番、 田中勲議員、5番、三林輝匡議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から3月21日 までの23日間といたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中垣克朗議員) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日 までの23日間と決定いたしました。 次に、日程第3、議案第1号「尾鷲市事務分掌条例の一部改正について」から、 日程第34、議案第32号「第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請 について」までの計32議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました32議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提 案理由の説明を求めます。

市長。

## [市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) 平成24年第1回定例会の開会に当たり、平成24年度当初予算並びにその他の諸議案についてのご説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対して、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年度を初年度とする第6次尾鷲市総合計画では、尾鷲が尾鷲らしく輝けるまち、ふるさととして誇れるまち、子や孫とともに暮せるまち、住みよいまちを、市民と行政がともにつくり、次の世代につなげていくため、将来都市像を「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」と定めました。

この将来都市像の実現に向け、1、みんなが共に支え合い暮らせるまち、2、 みんなが安心して健やかに暮らせるまち、3、みんなが豊かさの創造によりにぎ やかに暮らせるまち、4、みんなが子供を育み心豊かに暮らせるまち、5、みん ながいきいきと快適に暮らせるまちを5つの基本目標と定め、共創をキーワード に、市政を体系的かつ計画的に進めてまいります。

そのためには、政策分野全般を横断した観点で、それぞれの分野を総合的、一体的に展開し、成果を上げていく必要があります。

このことから、重点的な取り組みとして、市民と行政が一体となって、子供から大人まで生涯を通した「おわせ人づくり」を進めてまいります。

その一つの取り組みとして、平成24年度から、市長公室に人づくり支援係を 設置し、市民と行政が一体となり、ともに知恵を出し合い、尾鷲の資源と魅力を 最大限に生かしながら、集落の活性化を支援するとともに、地域の振興につなげ てまいります。

初めに、みんなが共に支え合い暮らせるまちの分野についてご説明いたします。 まず、地区公民館と出張所についてであります。

近年、早田地区、三木浦地区を初め各地域において、住民の皆さんがそれぞれ の地域での特性を生かし、個性ある地域づくりを目指した活動が行われておりま す。

そうした活動を側面からサポートするために、各地区公民館を各コミュニティーセンターに改め、従来の公民館講座等に加え、地域活動の推進や地域文化の伝承など、共創事業として幅広いコミュニティー活動ができる施設として発展的に移行させます。

また、各出張所を各センターと名称を改め、これまでの出張所業務に加え、地域によって異なる行政ニーズへの対応、地域特性に合ったまちづくり支援等の強化を図ってまいります。

次に、防災対策についてであります。

近い将来、必ず発生すると危惧されている東海地震、東南海・南海地震は、東 日本大震災と同等か、それ以上の大災害に見舞われることが予想されており、そ の防災対策は喫緊の課題であります。

本市におきましては、東日本大震災の教訓を生かし、「津波は逃げるが勝ち」のスローガンのもと、住民みずからが主体的な計画と行動態勢の構築を図るべく、住民と行政が連携して、市民参加による防災対策を推進するとともに、短期、中期、長期の防災対策を講じてまいります。

次に、地域防災力の向上についてであります。

地域における防災体制及び防災対策の充実強化を図るため、各自主防災会が減 災を目的に共創事業として実施する防災資機材等の充実、防災意識の普及促進と いった地震津波対策など全般を対象として、尾鷲市地域防災力向上補助金を設け、 支援してまいります。

このことにより、住民の皆様がみずから地域のことを考え、みずから行動する ことにより、自助、共助はもとより、地域コミュニティーの醸成につながるもの と考えております。

次に、備蓄計画の見直しについてであります。

大規模災害時における非常食や飲料水などの備蓄につきましては、これまでは 人口の1割が被災するとの想定で、3食3日分の計画でありましたが、今回の東 日本大震災の教訓をもとに、被災者を2割に、3日分を5日分に計画を改め、備 蓄を進めてまいります。

平成24年度におきましては、非常食を2万食から4万食に、飲料水、ペットボトルを2,400本から4,000本とし、平成25年度からも順次、賞味期限を考慮しながら備蓄計画を推進してまいります。

平成24年度のその他の備蓄につきましては、障がい者対応を含む災害時用組 み立て式簡易トイレの補充や、高台避難者の災害用ブランケット、簡易防寒着、 取り扱いが容易なカセットボンベ式発電機などを整備いたします。

今後も、各自主防災会と協議しながら、住民の皆様が最も必要とするものを備蓄計画に反映してまいります。

備蓄につきましては、災害の規模や特性により、支援物資などの救援が大幅におくれることも十分に想定され、住民の皆様には、個人や縁故備蓄はもとより、地域住民で協働してできることなど、多岐にわたった取り組みをお願いするものであります。

次に、防犯灯のLED化についてであります。

制御バッテリー式LED防犯灯は、災害時における停電時において8時間以上 点灯が持続可能であることから、避難誘導灯として、避難所等に速やかに避難す るために効果的であります。

また、LEDは蛍光灯や水銀灯に比べ高寿命であり、消費電力が少ないため、 長期的に見れば大幅な経費の削減につながります。

このことから、平成23年度に引き続き、防犯灯と津波浸水予想区域への制御 バッテリー式LED防犯灯の整備を5年計画で進めてまいります。

次に、津波災害時緊急避難ビルの指定についてであります。

以前から津波災害時緊急避難ビルとして要望しておりました朝日町のNTT社 屋につきましては、緊急時の使用許可をいただくことができました。今後は、早 急に門扉の解錠など、その使用方法について協議を行い、住民の皆様にも広く周 知を図ってまいります。

また、津波浸水域想定内への避難タワー等の建設につきましては、中村山への 避難路整備を含め、総合的に検討してまいります。

次に、第12分団消防団車庫兼詰所の建設についてであります。

現在の車庫は、古江区所有の土地建物をお借りしておりますが、手狭でトイレ 設備がなく、また、老朽化も著しい状態であります。

建設場所につきましては、地区のご理解をいただき、平成24年度に旧古江小 学校グラウンド跡地に建設いたします。

完成後は、地区の安全安心のための活動拠点として、さらなる消防団活動にご 尽力をお願いするものであります。

災害から身を守るためには、自助、共助、公助の割合が7対2対1と言われて

いるように、市民の皆様一人一人が平常時より、まずは生きる、そのために備えよとの取り組みが防災・減災対策の最も有効な手段と考えております。

今後も市民の皆様には、身の周りでの防災対策、また、自主防災会が実施する 防災訓練などへの積極的な参加をお願いするものであります。

次に、みんなが安心して健やかに暮らせるまちの分野についてご説明いたします。

まず、健康づくりについてであります。

健やかに生まれ、健やかに育ち、健やかに老いることを基調として、ライフサイクルに応じて、各種の保健事業を実施してまいります。

まず、安心して子供を産み育てるという観点から、次世代育成支援行動計画に 基づき、特定不妊治療への助成、母子手帳の交付から出産、子育てへと節目節目 で、赤ちゃん訪問や健康相談、育児教室等を実施してまいります。

また、乳幼児の健康課題の一つである虫歯予防につきましては、虫歯予防教室を中心に、弗素塗布事業、親子への歯科保健指導を行うとともに、特に、保育園において弗化物洗口事業を実施し、歯科保健の向上を図ってまいります。

成人の保健事業につきましては、脳卒中予防事業を中心に、生活習慣病予防教 室等の開催、各地区での健康相談、健診後の特定保健指導の実施などを通して、 健康知識の普及啓発、生活習慣改善の実践を進めてまいります。

また、乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診につきましては、節目年齢の方々に 無料クーポン券を交付することにより受診勧奨に努め、がんの早期発見、早期治療につなげてまいります。

高齢者保健事業につきましては、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に基づき、一般介護予防普及啓発事業として、転倒予防教室を初めとする各種教室や健康体操の普及に努めてまいります。

次に、ココロとカラダの健康ウォーキング推進事業についてであります。

生活習慣病予防や介護予防に効果的で手軽な健康対策として、ウオーキングが 推奨されております。

本市におきましても、ココロとカラダの健康をキーワードに、皇學館大学と連携し、共創事業として、市民とともに健康指標を定めたウオーキングコースの開発を行うとともに、健康ウオーキングを継続的に実施していくため、健康ウオーキングサポーター養成講座を開催し、自主的に活動する組織づくりに取り組んでまいります。

次に、地域医療についてであります。

県内の病院では、医師不足から救急医療体制が維持できなくなってきており、 本病院におきましても、非常に厳しい状況ではありますが、三重大学、伊勢日赤 病院、紀北医師会等のご協力をいただき、365日24時間、患者さんの受け入 れを行っております。

このような2次救急の受け入れ体制の確保は、県下では本病院だけであります。 地域の皆様と職員が力を合わせ、また、出前講演、患者アンケートなどで寄せら れる皆様の声をしっかりと受けとめ、地域医療を守ってまいります。

また、昨年に開設した眼科におきましては、外来診療だけではなく、白内障等の眼科手術が行われるなど、患者の皆様に非常に喜ばれております。

一方、平成22年度の尾鷲市保健予防概況では、死因の第1位が肺がんで20.2%となっており、本地域において肺がんによる死亡率が高いことから、昨年の11月に金田医師に赴任していただき、呼吸器外科を開設するとともに、ヘリカルCTによる肺がん検診をスタートいたしました。地域の皆様には肺がん検診を積極的に受診していただき、早期発見、早期治療へと結びつけたいと思っております。

また、平成24年度には電子カルテシステムの導入を予定しており、この診療情報のシステム化により、従来の1患者に対して診療科別に複数存在したカルテ等の情報が、1患者に1カルテとなり、患者の情報が一元化され、より質の高い治療を受けられるようになります。

健診を受けた場合には、その健診データが患者情報として保存され、診察時に 活用することができます。特に、急に体調が悪くなり、救急車等で来院された際 には、この患者情報をすぐに治療に役立てることができます。

尾鷲総合病院は、非常に厳しい医療環境の中でありますが、三重大学、伊勢日 赤病院、紀北医師会等との連携を図りながら、地域の皆様に支えられる病院とし て、住民参加型病院を目指してまいります。今後も、本病院を維持していくため、 皆様のご協力とご支援をお願いいたします。

次に、高齢者保健福祉についてであります。

高齢化が進む本市におきましては、高齢者が、住みなれたこの地域で生きがい を持って生活することが重要であります。

このことから、ひとり暮らし高齢者の栄養管理や安否確認、緊急時の対応を主な目的とする食の自立支援事業や緊急通報システム管理事業も引き続き実施して

まいります。

次に、障がい者福祉についてであります。

障がいのある人は、地域とのかかわりを持ちながら、住みなれた地域で家族と ともに、あるいは自立して生活することを望んでおります。

そのため、平成24年度からは、第3期尾鷲市障がい福祉計画に基づき、障がい福祉サービスの安定的供給と質的確保に努めるとともに、行政、サービス事業所等の関係機関との連携により、地域における相談支援体制の充実を図ります。

また、日中において自立した生活を送るため、生活介護、就労継続支援、日中 一時支援などの地域生活支援の充実とともに、就労促進のための相談、仕事を継 続するための就労後フォローアップなどの総合的な就労支援に努めてまいります。

次に、みんなが豊かさの創造によりにぎやかに暮らせるまちの分野についてご 説明いたします。

まず、農業振興についてであります。

天満地区におきましては、耕作放棄地の発生防止を目的とした第3期中山間地域等直接支払交付金事業を平成24年度も引き続き実施し、約23ヘクタールの農地において、16軒の農家と1軒の農業生産法人との間で5カ年の集落協定を締結し、農地の保全や農道等の維持、管理に取り組んでまいります。

また、農業基盤整備事業につきましては、平成23年度に引き続き、県単小規模土地改良事業による農道北浦水地線の舗装改修工事を実施し、老朽化の著しい 農道の補修を行ってまいります。

一方、農地法改正以降、農地の利用状況調査や担い手への農地集積の円滑化事業など、食糧自給率の向上に向けた農地の適切かつ効果的な利用についての責務が増してきております。

本市におきましても、農業委員会とともに、改めて新制度の周知や活動の強化を図りつつ、小規模農家や株式会社、NPO法人など、多様な担い手が農業参入しやすい環境整備について検討してまいります。

次に、林業振興についてであります。

林業界は、安価な外材の輸入増加による国産材の価格低迷などにより、全国的 に低迷が続いており、現在の原木価格では、伐採後の再造林の費用を賄うことが できず、林業経営としての伐採はほとんど行われていない状況となっております。

その結果、森林の伐採、利用、植栽、保育という循環が停滞し、林齢構成が偏るとともに荒廃が進み、将来における森林資源の持続的な利用の確保が難しくな

ってきております。

このような状況の中、本市におきましては、平成24年度から市有林主伐計画 に基づき、三つの目標を掲げ、本格的に主伐を実施してまいります。

目標の一つ目が、経済効果であります。

市有林材を継続して出材することにより、原木市場での取扱量が増加し、それにより市内外から買い受け人が集まり、原木価格の上昇が期待できます。

また、買い手である製材業界等におきましては、原本市場に集まる材が増加することにより、自分の望む材を選ぶことができ、さらに、市外の原木市場で仕入れる場合に比べ、運搬費用の抑制が図られます。

二つ目が、偏った林齢構成の平準化であります。

平準化を進めることにより、安定した事業量、生産量が確保できるため、雇用 の確保、林産業の継続的経営が可能となり、後世に財産として山を残すことにつ ながります。

三つ目が、公益的効果であります。

森林は、木材の生産だけでなく、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の 涵養、保健休養の場の提供など、多くの多面的機能を有しており、私たちの生活 と深くかかわっております。

これらのことから、主伐による市有林材の流通は、民有林を含めた尾鷲材の販売量の拡大、林業の活性化につながり、関係産業への波及効果が考えられ、林業関係者からも主伐事業の開始を強く期待されているところであります。

一方、三重県では、平成24年度の新エネルギー事業として、木質バイオマス発電における原料である間伐材チップの安定した供給体制の構築を目的として、 県南部の活性化をねらい、東紀州地域に木質バイオマスの供給拠点を整備する方 針が示されました。本市におきましても、間伐材の有効活用による地域の林業、 木材産業の活性化という観点から、三重県と連携を図ってまいりたいと考えてお ります。

次に、林道基盤整備についてであります。

昨年9月の台風12号により被災した川原木屋線ほかの林道につきましては、 平成24年度も引き続き災害復旧工事を実施し、林道の機能回復を図ってまいり ます。

また、林道大根須賀利線につきましては、平成24年度に地域自主戦略交付金 事業を活用し、林道改良を初め山地災害や公益的機能の維持を図り、山林所有者 の施業経費の縮減や木材運搬時の安全性を確保するなど、林業振興を図ってまいります。

次に、水産振興についてであります。

本市の水産業は、漁船漁業での水揚げの減少や養殖生産量の伸び悩みによる漁業生産量の減少に加え、輸入水産物の増加や消費者の魚離れなどから魚価の低迷が続く中、燃油や飼料価格の変動が漁船操業や養殖経営に深刻な影響を与えております。

また、漁業従事者の高齢化が進む中、漁業後継者・担い手不足が深刻化するとともに組合員数も減少し、漁協経営もさらに厳しい状況にあります。

このような状況の中、昨年7月には、尾鷲、行野浦、早田の3漁協が合併により尾鷲漁業協同組合を発足し、三重外湾漁業協同組合に引き続き組織の再編を行い、経営の改革や水揚げの増大等に取り組まれております。

また、尾鷲漁協を中心に、水産業関係者と行政が尾鷲港産地協議会を設立し、 尾鷲の水産業に関するさまざまな課題や問題点を整理し、所得向上につながる取り組みを始め、施設の利活用や整備計画等について検討してまいりました。

尾鷲港産地協議会におきましては、アオリイカのブランド化に向けた取り組み や員外船誘致活動、また、イベントを通した魚食普及など、平成24年度も引き 続き実施してまいります。

また、新たに製氷・貯氷施設の整備を行い、氷供給の安定化による漁業経営の改善や魚価の向上を図るとともに、員外船誘致による水揚げ増加等にも対応することとしております。

さらに、平成26年度の県内一漁協合併構想におきましても、集約市場としての役割が期待されていることから、市場機能の強化を図り、水産関係者の所得向上や漁業が存続できる産地の形成を目指しております。

そのため、本市といたしましては、漁業者が安心して漁業に従事できる環境及 び水産関係者が活用できる施設整備を図るため、国の交付金を活用した水産業強 化対策施設整備事業補助金により支援してまいります。

次に、二枚貝養殖試験事業についてであります。

魚類養殖業の副業を目指した二枚貝養殖試験事業につきましては、現在、アサリとアカガイを尾鷲湾及び賀田湾において実証試験を行っており、その生育状況は順調であります。特に、アサリにつきましては成長が早く、初夏には出荷サイズへの成長が見込まれております。また、トリガイの養殖試験につきましては、

平成23年度は稚貝の購入が困難であったことから、平成24年度に改めて実施してまいります。

次に、漁業就業者対策についてであります。

漁業就業者の高齢化と新規就業者の減少に伴う漁業生産力の低下が、漁獲量や 生産額の減少の大きな要因ととらえており、後継者・担い手対策もさらに推進し ていかなければなりません。

このことから、従前より取り組んでおります漁業就業フェア等でのPR活動や 漁業体験教室も引き続き開催してまいります。

また、新たに、三重県や三重水産協議会との連携により、長期安定的に漁業活動が営めるよう、実践的な操業技術など教育訓練のできる漁師塾を開設し、定置網漁、刺し網漁等の漁業種類を組み合わせた実践的な研修事業を推進することにより、自立できる漁業の担い手づくりの取り組みを進めてまいります。

次に、水産基盤整備事業についてであります。

三木浦漁港広域漁港漁場整備事業につきましては、三重県が平成15年度から 長年にわたり整備を進めてまいりましたが、ようやく平成23年度をもって完了 することとなりました。

現在、最終的な工事が施工されており、完成後は、第4種漁港としてより一層 の機能を果たし、熊野灘周辺の安全で安心できる漁業就業環境整備が図られ、特 に、新設された臨港道路は湾奥部への大型車や救急車の通行が可能となり、三木 浦地区全体の漁村生活環境の改善が図られるものと思っております。

一方、本市が平成21年度から取り組んでまいりました漁港防潮扉の動力化につきましては、須賀利、大曽根、古江漁港の整備を計画どおりに終え、一層防災対策が図られたと思っております。

さらに、漁港施設の長寿命化を図るための水産基盤ストックマネジメント事業 につきましては、平成24年度は古江及び早田漁港を予定しており、施設の老朽 化状況や機能診断を実施し、機能保全計画を策定してまいります。

次に、海洋深層水事業についてであります。

まず、取水管の損傷事故に係る損害賠償訴訟につきましては、本年1月19日 に損害賠償請求を取り下げたことにより終結いたしましたことをご報告いたしま す。

今回の事故につきましては、議会を初め市民の皆様に大変なご心配と多大なる ご迷惑をおかけいたしましたが、二度とこのような事故が発生しないよう取り組 んでまいりますので、今後とも海洋深層水事業の推進にご支援、ご協力をお願い いたします。

さて、現在取り組んでおります海洋深層水の多段活用型陸上養殖試験につきましては、アワビ、サツキマス、ナマコ、ハバノリ、それぞれ単体での試験を通年で行うことができました。

しかしながら、取水管事故の影響により夏場の試験データが不足していることから、平成24年度におきましても、この試験に参画していただいている事業者や尾鷲商工会議所、本市との共創事業として引き続き試験を行い、養殖種を多段的に組み合わせるとともに、事業化を見据えた水量の調整試験も組み入れながら事業化モデルを確立させ、6次産業化を念頭に置いた事業誘致につなげてまいります。

また、他の分野における需要開拓や企業誘致についても積極的に進め、みえ尾 鷲海洋深層水事業の進展を図りたいと考えております。

次に、水産関連事業所紹介事業についてであります。

本事業は、おわせ元気・満足度アップ事業の一環として、三重県立水産高校の 生徒と三重大学生物資源学部の学生を対象に実施しているものであります。

本市の重要な産業である水産関連産業を初め、物づくりを行う事業所におきましては、従事者の高齢化と担い手不足が深刻化しており、事業の継続発展を図る上で大きな課題となっております。

本事業において、参加する学生、生徒の皆さんに、これら事業所の説明や見学に加え、作業も体験してもらい、水産関連産業等への理解を深めてもらうとともに、就業先として認知していただき、ひいては本市産業の担い手を確保するため、平成24年度においても引き続き本事業を実施し、また、第6次総合計画における重点的な取り組みであるおわせ人づくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、特産品開発・物産振興事業につきましては、民間事業者、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会及び本市との共創事業として、また、第6次総合計画の重点的な取り組みであるおわせ人づくりの一環として、特産品開発や人材育成、情報発信等に取り組んでまいります。

本市では、特産品開発推進事業として、事業者を対象としたセミナーを行うとともに、専門アドバイザーによる個々の事業や商品づくりに対する相談等も実施することで、新たな特産品開発を推進してまいります。

また、尾鷲観光物産協会に事業委託し、大学等の専門機関と連携しながら、地域の農水産物等を活用した特産品研究開発事業を行います。具体的には、地域の代表的な農産物であるアマナツの高付加価値化を目指し、長期間の鮮度保持を可能とする保存シートによる研究開発を行ってまいります。

さらに、尾鷲商工会議所が行う特産品のマーケティング事業と連携し、市場調査や情報発信を実施することで、特産品のブランディングを推進し、地域産業の活性化を図ってまいります。

次に、まちの駅ネットワーク推進事業につきましては、高速道路の開通も控え、 まちなかにぎわいづくりなど、いかにして市内に滞留してもらうかが課題となっ ております。

このことから、市民、民間事業者、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会及び本市との共創事業として、また、第6次総合計画の重点的な取り組みであるおわせ人づくりの一環として、来訪者等の町なかへの誘客、回遊やもてなしの向上を図るため、関係団体など多様な主体の連携とそれに対する支援など、まちの駅ネットワーク推進事業を行います。

まちの駅は現在、全国36都道府県1,650カ所余りに拡大しており、本市においても、地域の人や来訪者の交流、休憩、案内、連携の場づくりとして、まちの駅の開設及びネットワーク化を進めてまいります。

次に、集客交流事業についてであります。

平成25年の高速道路の開通や伊勢神宮の式年遷宮を控え、市内への誘客や滞在時間の延長などによる経済効果が求められております。

そこで、これまで開発を進めてきた熊野古道や夢古道の湯、尾鷲の食を活用した健康増進プログラムや体験メニューを組み合わせ、着地型観光ツアー商品として積極的に売り出してまいります。

これには、募集型企画旅行を実施できる体制も必要と考えることから、任意団体である尾鷲観光物産協会の法人・事業協同組合化と、第3種旅行業の登録に向けた活動などを支援してまいります。

また、健康ウオーキングの専属インストラクター、尾鷲セラピストも養成し、 ツアーの魅力づくりをあわせて行ってまいります。

次の食の魅力づくりにつきましては、おわせ元気・満足度アップ事業の一環として、現在、新バージョンの尾鷲よいとこ定食の店と尾鷲の姿ずしの取りまとめを行っており、パンフレット類などにより、県内外に広くPRしてまいります。

また、既に開始している尾鷲よいとこ定食の店につきましては、スタンプラリーの景品に尾鷲ヒノキのマイはしを取り入れたこともあって、大変好評をいただいております。

この食の魅力づくりにつきましては、先ほどの着地型観光ツアーとも大いに関わってきますので、平成24年度においても引き続き取り組んでまいります。

次に、観光受け入れ施設の充実についてであります。

現在、観光受け入れ施設現況調査を取りまとめているところでありますが、優先的な対応策として、本市の中核的観光施設である夢古道おわせの増設及び修繕を実施したいと考えております。

具体的には、夢古道の湯の休憩スペースが狭く、利用者から入浴後にゆっくりくつろげないなどの声が多く寄せられていること、酸性及びアルカリ性の湯を提供するための現在の電解水生成装置が、土日、祝祭日には能力を超えた運転になっており限界に来ていることから、これらを解消するため、休憩施設の増設工事に向けた基本実施設計及び電解水生成装置の取りかえ修繕を行います。

また、県において、三木里地区での平成23年度景観まちづくりプロジェクト 事業が進められており、平成24年度中の完成が見込まれていることから、本市 としても、この事業と連携して、所管する三木里海岸付近の観光トイレ2カ所の 改良工事を行い、景観に配慮したものにしていきます。

次に、尾鷲市観光大使(仮称)制度の実施についてであります。

第6次尾鷲市総合計画の重点的な取り組みであるおわせ人づくりの一環として、 尾鷲市にゆかりのある著名な方や各分野で活躍されている方を通じて、本市の魅力、よさを広くPRすることを目的に実施しようとするもので、平成24年度は5名ほどの方に委嘱し、状況に応じ増員していきたいと考えております。

次に、観光交流等情報発信推進事業についてであります。

本市の中核的観光施設である夢古道おわせは、情報発信力や、全国の入浴施設とのネットワークを有していることから、このノウハウの活用と情報を共有し、本市の情報発信に活用するため、夢古道おわせ、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会及び本市との共創事業として、また、おわせ人づくりの一環として、情報発信システムと情報ネットワークの構築を行います。繰り返しになりますが、これらの集客交流事業は、高速道路の開通などに備え進めていくものであります。

次に、みんなが子どもを育み心豊かに暮らせるまちの分野についてご説明いた します。 まず、子育て支援についてであります。

国におきましては、すべての子供に良質な成育環境を保障し、子供一人一人を 大切にする社会の実現に向け、平成25年度から新たに始まる子ども・子育て新 システム制度の構築に向けた検討が進められており、今後その詳細が明らかにさ れる見込みであります。

このような中、本市におきましては、子育て支援の重要な柱である保育事業について、今後も児童の福祉向上と、保護者の仕事と子育ての両立による子育て支援を充実させるため、よりよい環境でよりよい保育を提供することが重要であると考えております。

近い将来、発生が予想される東海地震、東南海・南海地震による津波被害が心配される本市におきましては、津波浸水予想区域に立地する保育園について、移転整備や避難路整備を求める声が寄せられております。今後、十分な検討を重ね、平成24年度に保育所整備計画を策定してまいります。

次に、乳幼児医療費補助の対象者拡大についてであります。

現在、県制度に合わせて小学校就学前の乳幼児を対象に通院、入院に係る医療費の補助を実施しておりますが、本年9月より県制度の改正に伴い、小学校修了までの子供に対象を拡大して実施いたします。このことにより、児童の健康増進と、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の拡充を図ってまいります。

次に、一人親家庭への支援についてであります。

近年、増加傾向にある母子家庭等に、将来にわたる経済的自立につながる看護師や保育士などの資格取得を促す目的で実施している高等技能訓練促進事業につきましては、平成24年度も引き続き実施し、母子家庭の自立を支えてまいります。

次に、尾鷲市教育ビジョンについてであります。

豊かな自然に恵まれ、地域とのつながりがたくさん残っている本市におきましても、少子化や核家族化等に伴い、人間関係が希薄になりつつあります。

また、学校におきましても、コミュニケーション能力や学習意欲の低下、学力 差等が原因と考えられる問題行動や不登校等の課題が見られ、そのため学校教育 には、このような課題克服に向けた着実な取り組みが求められております。

このような教育環境の課題克服に対応するために、共創事業による市民参画の もと、10年先を見据え、中長期的な展望を視野に入れた尾鷲市教育ビジョンを 策定しているところであります。 現段階におきましては、尾鷲市教育ビジョン策定準備委員会を立ち上げ、ビジョン策定の趣旨、スローガン、委員会組織の枠組み等を検討しているところでありますが、平成24年度には尾鷲市教育ビジョン策定委員会を設置し、本格的にビジョンづくりに取り組んでまいります。

次に、学力アップ事業についてであります。

生徒指導の推進及び学力の向上という観点から、平成24年度も引き続き、生徒指導推進事業及び学校教育支援事業等を行ってまいりますが、新たに学力アップ事業として、学習状況テスト等を実施し、児童・生徒の学力向上のための一助としていきたいと思っております。

次に、学校防災緊急対策事業についてであります。

平成23年度から取り組んでおります津波防災教育事業において、津波防災教育のための手引きを作成し、それをもとに、群馬大学大学院の片田教授のご協力のもと、各学校の実践に基づき検証を行い、その結果を踏まえて、より効果的な確定版を作成してまいります。

また、地震時における児童・生徒の安全確保の観点から、各学校に窓ガラス飛 散防止フィルム、防災ずきん及びライフジャケットを配布いたします。

次に、学校施設の耐震化についてであります。

輪内中学校耐震整備事業につきましては、平成23年度中に実施設計を終え、7月末までに建設場所のかさ上げを行い、管理教室及び特別教室を合わせ、鉄筋コンクリート造り2階建て、一部3階建て、延べ床面積約1,600平方メートルの校舎を、平成25年6月末の完成を目指して建設いたします。その後、旧校舎の解体工事やテニスコートなど屋外附帯工事を8月から12月にかけて行い、平成25年12月にはすべての工事が完了する予定であります。

また、宮之上小学校につきましては、管理教室棟、特別教室棟及び屋内運動場を1棟にすることにより、延べ床面積を約1,800平方メートルに縮小して改築する予定であります。

基本計画及び実施設計を平成24年度中に終え、平成25年度から工事に着手 し、平成26年度の完成を目指してまいります。

次に、マイはし文化定着事業についてであります。

各公民館におきましては、マイはしづくりの講座を開設しているほか、平成23年度は、漆を使ったマイはしづくりワークショップの開催や、市内各小学校の5年生を対象としたマイはしづくりを実施しており、来月には、尾鷲ヒノキ

を使ってマイはしコンテストを開催いたします。

このコンテストでは、小学生、中学生、一般の三つの部門において、それぞれ 出展されるはしへの想いなどを一言メッセージとともに出展していただき、個性 豊かなマイはしづくりを考えているところであります。

平成24年度におきましても、マイはしづくり講座やマイはしワークショップの開催のほか、コンテストにおきましては、市民の皆様によるマイはしの出展だけではなく、市民が選ぶ1本のはしの人気投票を行うなど、来場していただいた方が楽しんでいただけるようなコンテストを開催してまいります。

今後も、マイはし文化を本市だけにとどまらず、県内外へ向けPRし、マイは しのまち尾鷲として情報発信してまいります。

次に、尾鷲学についてであります。

尾鷲には、地域特有の伝統行事や伝統文化など、多種多様の文化があります。 これらを広く市民の皆様に知っていただくため、図書館におきまして郷土関連資料の充実を進めており、平成22年度までに郷土人の作品展示会のほか、地域に根差した文化及び行事などの資料収集を行ってまいりました。

平成24年度は、市民の皆様にこれまで以上に郷土尾鷲に関心を持っていただくことを目的として、図書館が中心となって、テーマや地域別などによる図書館 所蔵郷土関連資料の目録を作成し、これらの目録を基礎資料として、地域における行事や文化などを、見る、体験する、紹介することで、市民が親しめる尾鷲学として進めてまいります。

次に、みんながいきいきと快適に暮らせるまちの分野についてご説明いたしま す。

まず、獣害対策についてであります。

獣害パトロール員による見回りや追い払いにつきましては、猿の生息域の把握 や被害多発地域での追い払い効果など一定の成果が出ていることから、今後も引 き続き実施してまいります。

また、集落ぐるみで追い払い活動を実施する地区につきましては、現地研修会を実施するなどの支援を行うとともに、猟友会と連携して、獣害被害軽減のための一斉追い上げ等の実施や、猿捕獲奨励金制度などによる捕獲圧の強化を継続して図ってまいります。

また、平成23年度に国の支援策が強化されたことから、平成24年度におきましても、向井、天満、三木里の3地区において有害鳥獣の侵入防止さく設置に

取り組むとともに、賀田地区におきましては、ドロップネット方式によるシカの 大量捕獲わなの試験導入を引き続き実施してまいります。

獣害対策につきましては、今後も県や専門家の指導を仰ぎながら、粘り強い対策を進めてまいりますので、地域の皆様にもご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、清掃工場の主な改修工事についてであります。

高度排ガス処理設備である2号バグフィルターは、前回のろ布交換から4年が 経過しているため、清掃工場の改修計画に基づき、平成24年度に内部補修及び ろ布交換工事を実施いたします。

2号バグフィルターは、内部補修以外にも、出口ダンパーなど、天井ケーシング部分の腐食が著しく、昨年8月に雨水の流入が原因で集じん灰が内部に固着するなど、正常に稼働しない状況となりました。

その際、緊急措置として、出口ダンパーに鋼板当て板溶接を施すとともに、天井ケーシング部分を防炎シートで覆うなどの対策を講じましたが、ケーシング部分全体が減肉しているため、一部補修では対応できない状況になっております。

そのため、2号バグフィルター内部補修及びろ布交換工事にあわせ、天井ケーシング部分の本格改修を行うことにより、排ガス、ダイオキシン等を常に低濃度で維持するとともに、工事期間や改修経費の縮減を図るなど、効果的かつ効率的な整備を進めてまいります。

次に、生活環境についてであります。

本市では、公共用水域の水質保全を目的に、平成17年度に策定した生活排水 処理アクションプログラムに基づき、生活排水を、漁業集落排水施設やコミュニ ティープラントによる集合処理施設と合併浄化槽の個別処理施設による整備、検 討を進めてまいりました。

しかし、集合処理施設は整備に長い期間を要し、処理施設の整備率が向上しないことから、平成23年度にプログラムの見直しを行い、市内全域の整備を個別処理に変更したところであります。

現在、合併浄化槽の整備は、設置者に直接補助金を交付する個人設置型で事業を進めておりますが、保守点検の不実施など施設管理上の問題から、国は市町村が浄化槽の設置及び管理を行う市町村設置型への移行を推奨しております。

この制度の利点は、設置時の個人負担額や維持管理費が軽減されることにより、合併浄化槽の整備が促進され、さらに、設置された浄化槽が適切に維持管理され

ることで、公共用水域の水質保全につながります。

このことから、平成24年度に浄化槽市町村整備推進事業の基礎調査とPFI 事業導入可能性調査を実施し、市町村設置型を導入することに有効性が確認され た場合は、アドバイザリー契約など、PFI事業者を選定するための諸準備を進 めてまいります。

次に、道の駅についてであります。

平成23年5月から5回にわたり、市議会議員を初め、尾鷲商工会議所、関連 産業の代表者で構成する尾鷲市道の駅設置検討会議を開催し、道の駅の設置について協議を行っていただきました。道の駅のコンセプトである尾鷲の地域資源を 生かした交流の場づくりを基本とし、ポジショニングマップや来訪者ニーズなど の検討を行いました。

その結果、来訪者に自然や風景など、いやしやくつろぎの空間を提供するための地理的な条件や、高速道路の延伸など長期的な視点を考慮し、熊野尾鷲道路尾鷲南インター付近を第一候補地として選定され、多機能性として、防災ハブ的機能の重要性や運営に関して、指定管理者制度の活用などを取りまとめていただきました。

平成25年度に予定されている高速道路の供用開始や、国のミッシングリンクの解消など、本市の道路交通事情は大きく変わろうとしている中、これらを好機ととらえ、地域産業等の振興や防災復旧機能の充実に向け、道の駅の設置を進めてまいりたいと考えております。

このことから、平成24年度には道路交通量調査を行うとともに、入り込み客数を推計し、駐車場等の施設の建設規模や施設全体のレイアウト、立地場所の検証等を行うため、尾鷲市道の駅基本計画を策定したいと考えております。

今後、さらに設置に関しての議論を重ね、国土交通省を初めとする関係機関と の協議や運営に関しての調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、高速道路についてであります。

近畿自動車道紀勢線の進捗状況につきましては、尾鷲北インターから海山インターまでの6.1キロメートル区間が3月20日に開通する予定となっております。

これまで国道42号は、大雨による道路の陥没やのり面の崩壊などにより、何度も災害が発生しております。特に、平成16年の大雨による道路の陥没では77時間にわたり通行どめとなり、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

しかし、この区間の開通により、災害時においても安全で安心な通行が確保されるとともに、地域の生活文化や産業経済の振興に寄与するものと期待しているところであります。

その他の区間につきましては、紀勢大内山インターから紀伊長島インターまでが平成24年度、紀伊長島インターから海山インター及び熊野尾鷲道路三木里インターから大泊インターまでが平成25年度の開通を目指し工事が進められております。

さらに、全国ミッシングリンクの整備の一環として、尾鷲北インターから尾鷲南インター間が、平成24年度新規事業箇所として採択され、平成24年度から本格的な整備に向け作業が進められます。

この区間がつながれば、本市のみならず、東紀州地域において災害時の住民避難や復旧のための緊急輸送路が確保され、防災対策や被災後の復旧、復興に大きく寄与するものであります。

次に、橋梁の長寿命化修繕計画の策定についてであります。

現在、本市が管理する橋梁には老朽化が進んでいるものが多く、これまでの壊れてから補修する事後保全型工事では多大な費用が必要になります。

このことから、劣化の状況を把握し、財源の見通しも踏まえ、優先順位をつけた上で効果的に補修や更新を行うことにより、費用の縮減を図りつつ、安全性、信頼性を確保することが求められております。

本市におきましては、社会資本整備総合交付金事業により、橋梁の長寿命化修繕計画の策定に取り組んでいるところであります。

平成22年度は、15メートル以上の24橋梁を対象に点検業務を行い、平成23年度には、その点検結果をもとに補修方法などの検討作業を進めており、3月中には検討結果がまとまる予定であります。今後、検討結果に基づき、年次計画を策定し、優先順位の検討を行ってまいります。

一方、15メートル以下の162橋梁につきましても、平成23年度と平成24年度の2カ年の事業により点検業務を進めており、平成25年度には修繕計画の策定を行う予定であります。

次に、須賀利地区における公共交通についてであります。

現在、巡航船は須賀利地区住民にとって、通院や通学、買い物など、生活に欠かせない交通手段ではありますが、地区人口の減少やマイカーの普及などにより、利用者は年々減少傾向にあります。

須賀利巡航船有限会社におきましては、人件費の削減や利用者の少ない日曜日に運休日を設けるなど、経費の削減を図るとともに、須賀利の漁村風景が注目されていることから、臨時便や不定期航路の運航を行ってまいりましたが、経営状況は依然として厳しい状況にあります。

また、平成7年に新造したすがり丸は16年を経過し、今後、修繕費用の増大が見込まれ、公共交通として安全安心を確保するためには、バス運行への転換など、検討が必要となってきておりました。

このような中、平成21年12月に須賀利地区にバス運行を実現する市民の会から、須賀利巡航船にかわる新たな公共交通手段としてバス運行を求める要望をいただきました。

このような状況を踏まえ、須賀利区の総意を確認するため、懇談会を開催し、 バス運行の路線や料金等について協議を行ってまいりました。本年2月6日には、 改めて須賀利地区の総意として、須賀利地区におけるバス運行の実現について要 望をいただいたところであります。

今後は、平成24年10月を目途に、須賀利地区における公共交通手段として、 安全で安定したバス運行を構築してまいります。

続きまして、今回提案しております議案第1号「尾鷲市事務分掌条例の一部改正について」から議案第32号「第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について」までの32議案についてご説明いたします。

議案第1号「尾鷲市事務分掌条例の一部改正について」から、議案第4号「尾鷲市地区コミュニティー・センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について」につきましては、尾鷲市行財政改革プラン及び第6次尾鷲市総合計画の重点的な取り組みによる地区公民館のコミュニティーセンター化及び出張所のセンター化など、組織の一部見直しに伴う条例の一部改正及び全部改正であります。

次に、議案第5号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」及び議案第9号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」につきましては、本年7月9日に外国人登録法が廃止され、改正住民基本台帳法が施行されることに伴う条例の一部改正であります。

次に、議案第6号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」につきましては、条文の一部修正に伴う条例の一部改正であります。

次に、議案第7号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 について」につきましては、平成23年の人事院勧告において、平成18年度に 給料表の大幅な改正が行われた際、現給保障として差額調整を受けている職員の 給料を減額するための条例の一部改正であります。

次に、議案第8号「尾鷲市市税条例の一部改正について」につきましては、地 方税法の改正に伴い、市町村たばこ税の税率の引き上げ及び東日本大震災に係る 雑損控除特例と個人住民税均等割の標準税率等が期限つきで引き上げられること に伴う条例の一部改正であります。

次に、議案第10号「尾鷲市立図書館条例の一部改正について」につきましては、社会教育基本法の一部改正及び図書館法の一部改正に伴う条例の一部改正であります。

次に、議案第11号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」につきましては、福祉医療費の助成のうち乳幼児医療助成の対象年齢を引き上げるための条例の一部改正であります。

次に、議案第12号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」につきましては、 公営住宅法の一部改正により同居親族要件が廃止されますが、本市においては、 現状の入居資格を継続させるための条例の一部改正であります。

次に、議案第13号「平成24年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から 議案第23号「平成23年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2号)の議決につ いて」までの11議案についてご説明いたします。

本市の財政状況は、人件費や物件費の削減など、これまでの行財政改革による 効果や、平成22年度より過疎地域指定を受けたことによる財政支援などにより、 財政指標が改善されつつありますが、市税などの自主財源が減少し、地方交付税 など国に依存するところが大きい脆弱な体質は変わっておりません。

平成24年度は、第6次尾鷲市総合計画のスタートの年であります。

平成24年度当初予算では、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ の実現に向けた共創の考えに沿った事業を新たに推進してまいります。

また、防災・減災対策事業も、引き続き最重要課題として取り組んでまいります。

その中でも、輪内中学校耐震整備事業につきましては、平成24年度と平成25年度の2カ年事業として着実に実施してまいります。

なお、平成24年度当初予算に計上予定でありました中村山入口ソーラー式避難誘導看板設置事業、学校防災緊急対策事業などにつきましては、国の平成23年度第3次補正予算による緊急防災・減災事業債などを活用し、前倒しをして平

成23年度補正予算(第5号)に計上し、繰越事業として実施してまいります。 平成23年度一般会計補正予算(第5号)と平成24年度一般会計当初予算を一体のものととらえ、施策を推進してまいります。

平成24年度一般会計当初予算は、対前年度比7億9,800万円増の95 億9,200万円といたしました。

それでは、平成24年度当初予算についてご説明いたします。お手元に配付の 平成24年度当初予算主要事項説明をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比9.1%増の95億9,200万円、特別会計の国民健康保険事業会計は0.5%増の26億8,062万6,000円、後期高齢者医療事業会計は6.3%増の5億4,797万9,000円、公共下水道事業会計は、前年度と同額の276万6,000円、企業会計においては、病院事業会計で、9.1%増の53億414万3,000円、水道事業会計で1.7%増の9億5,796万2,000円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比7.3%増の190億8,547万6,000円とするものであります。

次に、一般会計の歳入予算の主なものについてご説明いたします。

2ページをごらんください。

1款市税につきましては、対前年度比 0.5%減の 2 2 億 1 4 7 万 5,0 0 0 円 を計上しております。これは、固定資産税で償却資産の増額が見込まれますが、地域経済の低迷による法人市民税の減少、喫煙者の減少による市たばこ税の減少などにより減額となるものであります。

6款地方消費税交付金は、12.5%増の1億8,000万円を見込んでおりますが、これは平成23年度交付見込み額から増額見込みとしたものであります。

8款地方特例交付金は、60.5%減の1,500万円を計上しておりますが、 これは、子ども手当の制度改正による地方負担が減少することから減額となるも のであります。

9款地方交付税につきましては、2.6%の増の3.3億6,700万円の計上となっております。これは、国の地方財政計画などから前年度と同等の交付が見込まれますが、平成2.4年度からは昨年実施した国勢調査による世帯数なども反映されることから、平成2.3年度交付見込み額からは4.5%減の1.66,0.30万1,0.00円の減額としております。

13款国庫支出金は、8.1%増の10億5,449万1,000円を計上して

おります。これは、尾鷲漁業協同組合が整備する製氷・貯氷施設整備に対する水産業強化対策施設整備交付金8,519万円、輪内中学校耐震整備に対する学校施設環境改善交付金7,474万円の増額と、子ども手当の制度改正に伴う6,826万3,000円の減額が主なものであります。

14款県支出金は27.7%減の5億4,720万3,000円を計上しております。これは、三重県ふるさと雇用再生特別基金事業市町等補助金の廃止と三重県緊急雇用創出基金事業市町等補助金減額による1億1,076万8,000円、グループホーム整備に係る介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金等4,365万円などの減額によるものであります。

17款繰入金は、113.5%増の4億9,370万4,000円を計上しております。これは、当初予算編成に当たり、不足する財源につきまして財政調整基金を4億8,044万2,000円、その他目的に沿って、各種基金を取り崩し計上しております。

20款市債につきましては、学校教育施設等耐震整備事業債2億8,900万円と、財団法人尾鷲市開発公社の解散に伴う債務補償の財源とするための第三セクター等改革推進債3億9,000万円など、92.7%増の11億9,770万円を計上しております。

次に、一般会計歳出予算の主な概要についてご説明いたします。

4ページをごらんください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比2.2%減の46億3,443万7,000円となっております。

この内容は、人件費において3.9%減の16億8,238万3,000円を計上しております。一般職員は、正規職員の削減等による減少と退職手当の減額、議員は、1名の減員と議員共済費の減額などによるものであります。

扶助費につきましては、乳幼児医療費助成の対象年齢の拡充による増額や、生活保護費が増額となっておりますが、子ども手当の制度改正による減額により、1.7%減の18億4,057万5,000円を計上しております。

公債費は、0.3%減の11億1,147万9,000円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費につきましては、三重県ふるさと雇用再生特別基金事業の終了と、三重県緊急雇用創出基金事業の減少による臨時雇い賃金の減などにより、4.3%減の14億7,516万1,000円を計上しております。

補助費等は、財団法人尾鷲市開発公社の解散に伴う債務補償金3億9,000

万円と、病院事業会計負担金の1億円増額などにより、51.7%増の14 億8,287万9,000円を計上しております。

繰出金は、紀北広域連合分担金、国民健康保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が、いずれも増額となることから、3.8%増の9億2,219万2,000円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費の総額は、75.3%増の9億7,444万3,000円の計上であります。

その内容は、補助事業費においては、水産業強化対策施設整備補助金1億4,512万3,000円と輪内中学校耐震整備事業などにより、185.3%増の5億8,873万6,000円の増額であります。

単独事業費では、清掃工場2号炉バグフィルターろ布交換工事、防犯灯LED 化推進事業などの実施により、22.4%増の3億8,143万8,000円を計 上しております。

受託事業費は、受託造林費で25.3%減の426万9,000円をそれぞれ計上しております。

続きまして、債務負担行為であります。

18ページをごらんください。

現在の総合住民情報システムの借り上げ期間が満了することから、新たにその期間を平成25年度から平成29年度まで、限度額を7,098万円とするものであります。総合住民情報系端末借上料につきましても、借り上げ期間が満了することから、その期間を平成25年度から平成29年度まで、限度額を1,550万円とするものであります。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

19ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、対前年度比 0.5 % 増の 2 6 億 8,0 6 2 万 6,0 0 0 円を計上しております。

主な要因としましては、公債費で、平成22年度に借り入れした保険財政自立支援事業貸付金の償還が始まることによる増額が主なものであります。

次に、20ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、対前年度比6.3%増の5億4,797万9,000円を計上しております。これは、療養給付費の増による

広域連合負担金の増によるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、昨年度と同額の276 万6,000円を計上しております。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

21ページをごらんください。

病院事業会計につきましては、対前年度比9.1%増の53億414 万3,000円を計上しております。

業務の予定量は、入院が1日平均223人、年間延べ8万1,505人、外来が1日平均455人、年間延べ11万1,384人を見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入は43億6,645万円、支出は45億7,472万6,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は6億1,041万5,000円、支出は7億2,941万7,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,900万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

次に、債務負担行為につきましては、学資貸与金は、その期間を平成25年度、限度額を300万円、院内清掃業務委託は、その期間を平成25年度から平成27年度まで、限度額を9,122万4,000円、警備業務委託は、その期間を平成25年度から平成27年度まで、限度額を3,960万円とするものであります。

次に、22ページをごらんください。

水道事業会計につきましては、対前年度比1.7%増の9億5,796 万2,000円を計上しております。

業務の予定量は、給水戸数1万47戸、年間給水量435万5,000立方メートル、1日給水量1万1,930立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入は6億2,813万6,000円、支 出は5億4,682万2,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は9,232万5,000円、支出は3億2,982万6,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,750万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

続きまして、平成23年度補正予算についてご説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の確定等による減額補正と国の補正予算(第3号)に伴い、新たに緊急防災・減災事業に係る緊急防災・減災事業債の発行が可能となったこと、さらには、本市における過疎対策事業債(ソフト分)の発行可能額が2,490万円増額されたことにより、平成24年度当初予算に計上予定でありました中村山入口ソーラー式避難誘導看板設置事業、学校防災緊急対策事業などを前倒しして実施するものであります。

なお、これらの事業は、いずれも繰越事業として実施してまいります。

それでは、お手元に配付の平成23年度一般会計補正予算(第5号)主要事項 説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計は9,539万4,000円を増額、国民健康保険事業会計は1,481万円を減額、後期高齢者医療事業会計は1,015万円を増額、病院事業会計は8,176万円、水道事業会計は4,364万6,000円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を190億4,939万1,000円とするものであります。

まず、一般会計からご説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主な概要につきましてご説明いたします。

- 1 款市税では、固定資産税が増収見込みであることから、2,167万3,000円を増額するものであります。8 款地方特例交付金121万円の減額は、子ども手当の制度改正に伴う減額であります。
- 9款地方交付税7万5,000円の減額は、普通交付税の再算定により減額となったものであります。
- 11款分担金及び負担金454万5,000円の減額は、保育所入所保護者負担金の減額などによるものであります。
  - 12款使用料及び手数料200万円の減額は、深層水使用料の減額であります。
- 13款国庫支出金3,692万3,000円の減額は、児童保護措置費負担金1,557万5,000円、土木施設災害復旧費補助金722万4,000円の減額などによるものです。
- 14款県支出金1,017万5,000円の減額は、補正予算(第2号)で予算計上しました南町古戸野線道路舗装工事が避難路の整備として地域減災力強化推進補助金の採択を受けたことによる403万円の追加と、児童保護措置費負担金778万7,000円の減額などによるものであります。

15款財産収入10万9,000円の増額は、基金運用収入144万7,000 円の増額と、立木売払収入144万8,000円の減額などによるものであります。

16款寄附金58万円の増額は、一般寄附金として2件40万円、ふるさと納税3件18万円のご寄附をいただいたものであります。

17款繰入金の1,213万4,000円の増額は、後期高齢者医療事業会計への繰出金の増額であります。

1 9 款諸収入1 2 万 6,000円の増額は、尾鷲市水産物安定供給対策推進事業資金貸付金元金収入9 1 1 万 2,000円の減額と、紀北広域連合負担金前年度精算金8 9 7 万 4,000円の増額などによるものであります。

20款市債1億1,570万円の増額は、事業費の確定による起債額の確定と、 今回、前倒し事業で実施する緊急防災・減災事業債及び過疎対策事業債(ソフト 分)の追加などによるものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

1款議会費130万2,000円の減額は、議会運営経費の普通旅費の減額などによるものであります。

2款総務費2億2,818万3,000円の増額は、普通退職に伴う退職手当の増額と、緊急防災・減災事業債を活用し、繰越事業として実施する中村山入口ソーラー式避難誘導看板設置工事234万8,000円、過疎対策事業債(ソフト分)を活用し、同じく繰越事業として実施する地域防災力向上事業400万円、ブランケット等非常時用備品整備事業1,692万2,000円などの追加と、財政調整基金への積立金の増額が主なものであります。

3款民生費6,617万9,000円の減額は、国民健康保険事業特別会計繰出金403万6,000円の増額と、入所者の減による特別老人ホーム聖光園指定管理料1,090万円の減額や、保育所運営費3,429万3,000円の減額などによるものであります。

4款衛生費3,502万9,000円の減額は、事業完了による清掃工場煙突改修工事請負費876万8,000円の減額と、浄化槽設置整備事業補助金984万円の減額などによるものであります。

5 款農林水産業費3,483万3,000円の減額は、事業費の確定による林道口窄線外改良工事請負費に281万5,000円の減額と、国の補助事業費の確

定による水産物安定供給対策推進事業貸付金911万2,000円の減額などによるものであります。

6款商工費100万円の減額は、国から直接交付されるおわせ輪内地区まるごと振興協議会への食と地域の交流促進対策交付金が増額されたことにより、補助金等を調整したことによるものであります。

7款土木費271万8,000円の減額は、事業費の確定による尾鷲港港湾改修地元負担金138万8,000円の減額と、九鬼地内外急傾斜地崩壊対策事業地元負担金540万円の減額などによるものであります。

8 款消防費 1,5 7 8 万 2,0 0 0 円の増額は、尾鷲消防署の災害対応特殊救急 自動車購入費の確定などによる 4 0 2 万 4,0 0 0 円の減額と、緊急防災・減災 事業債を活用し、繰越事業として実施する第 1 2 分団 (古江) 詰所建設事 業 1,8 3 6 万 3,0 0 0 円の追加によるものであります。

9款教育費333万2,000円の増額は、奨学資金貸付金が確定したことによる342万円の減額と、過疎対策事業債(ソフト分)を活用して実施する学校防災緊急対策事業のうち、窓ガラス飛散防止対策フィルム等購入費735万6,000円の追加が主なものであります。なお、この事業も繰越事業として実施するものであります。

1 0 款災害復旧費 1,084万2,000円の減額は、八十川左岸災害復旧事業費の確定によるものであります。

次に、繰越明許費補正であります。

8ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費の避難路排水設備改良事業を初めとする記載の6 事業につきましては、国の補正予算に基づく緊急防災・減災事業債と過疎対策事 業債(ソフト分)を活用して実施する事業で、年度末までの期間が短いことから、 年度内で執行することが困難なため繰越事業として実施するものであります。

債務負担行為補正につきましては、入札により額が確定したことにより、情報系コンピュータ機器借上料が、その限度額を3,302万1,000円から1,834万3,000円に、庁内ネットワーク機器借上料が、その限度額を1,575万9,000円から1,127万9,000円にそれぞれ変更するものであります。

次に、特別会計についてご説明いたします。

9ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、1,481万円を減額し、歳入歳出予算総額を28億4,197万4,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、2款国庫支出金814万3,000円の減額は、財政調整交付金1,045万円などの減額、5款県支出金474万2,000円の減額につきましても、財政調整交付金261万5,000円などの減額、6款共同事業交付金1,845万7,000円の減額は、保険財政共同安定化事業交付金の減額によるものであります。

8款繰入金403万6,000円の増額は、保険基盤安定繰入金など、一般会計から繰り入れるものであります。

1 0 款諸収入 1,2 4 9 万円の増額は、三重県国民健康保険団体連合会財政調整積立金に係る保険者返還金 1,1 0 2 万 1,0 0 0 円が主なものであります。

歳出の主なものにつきましては、2款保険給付費1,452万5,000円の増額は、退職分療養給付費などの増額、7款共同事業拠出金2,148万9,000円の減額は、保険財政共同安定化事業拠出金などの減額、8款保健事業費810万7,000円の減額は、受診者の減による健診委託料744万7,000円の減額が主なものであります。

次に、10ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は1,015万円を増額し、歳入歳出予算総額を5億3,688万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、2款繰入金は、保険基盤安定繰入金などの減額により198万4,000円の減額であります。

3款諸収入は、三重県後期高齢者医療広域連合より前年度精算金として1,213万4,000円を受け入れるものであります。

歳出につきましては、2款広域連合負担金で、一般管理負担金などの減額により151万4,000円の減額であります。

3 款諸支出金1,213万4,000円の増額は、前年度精算金1,213 万4,000円を一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

11ページをごらんください。

病院事業会計は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の補正であります。 収益的収入では、医業外収益で県補助金など452万2,000円の増額であります。 収益的支出では、医業費用で退職手当が増額になるものの、給料、期末勤勉手 当等の減額などにより、7,549万7,000円を減額するものであります。

資本的収入では、収入の企業債が事業の確定により1,850万円の減額、補助金で、県補助金632万3,000円の増額によるものであります。

資本的支出では、建設改良費で、器機備品購入費が確定したことによる1,256万3,000円の減額であります。

次に、債務負担行為補正であります。

債務負担行為補正は、財務会計システム更新事業の額の確定により、その限度額を350万円から299万3,000円に変更するものであります。

続きまして、12ページをごらんください。

水道事業会計につきましても、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の補 正であります。

収益的収入では、営業収益が16万3,000円の減額、営業外収益が雑収益など279万2,000円の増額であります。

収益的支出では、営業費用が310万円の減額、営業外費用が345 万4,000円の増額であります。

資本的収入では、負担金24万1,000円の増額と、建設改良費の事業費の 確定による企業債640万円の減額であります。

資本的支出では、建設改良費の事業費の確定により 4,400万円を減額する ものであります。

当初予算主要事項説明の5ページから17ページ及び一般会計補正予算(第5号)主要事項説明の4ページから7ページに記載しております主要事項につきましては、冒頭で申し上げました施策と重複する部分もありますので説明を省かせていただきます。

以上をもちまして、平成24年度当初予算及び平成23年度補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第24号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、三重交通株式会社に指定期間を1年と定めて指定管理を行うに当たり、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」 及び議案第27号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定につい て」につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、社会福祉 法人尾鷲市社会福祉協議会に指定期間を1年と定めて、それぞれ指定管理を行う に当たり、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号「尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、社会福祉法人長茂会に指定期間を5年と定めて指定管理を行うに当たり、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、個人及 び法人から土地の寄附を受けたことに伴い、市道路線の認定を行うため、道路法 第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第29号「尾鷲市道路線の廃止について」につきましては、都市計画路線の廃止に伴い、道路法第10条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第30号「三重紀北消防組合の規約変更に関する協議について」及び議案第31号「三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について」につきましては、三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画を推進するに当たり、地方自治法第286条第1項の規定により、両組合の規約を変更する必要があるため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第32号「第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について」につきましては、公益法人改革制度に伴い、財団法人尾鷲市開発公社の解散を予定しておりますが、解散による同公社の損失補償に要する経費に充てるため、地方財政法第33条の5の7第1項に規定する地方債について、三重県知事に許可を申請するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。 議長(中垣克朗議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

ここで10分間、休憩いたします。

[休憩 午前11時40分] [再開 午前11時47分]

議長(中垣克朗議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第35、議案第33号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」及び日程第36、議案第34号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」の2議案を一括議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。 事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(中垣克朗議員) ただいま議題となりました2議案につきまして、提案理由の 説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、人事案件2件についてご説明をいたします。

議案第33号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、中道 昌宏氏の任期が本年3月31日をもって任期満了になるため、地方公務員法第9 条の2第2項の規定により、新たに黒久恭氏を尾鷲市公平委員会委員に選任いた したく、議会の同意を求めるものであります。

黒久恭氏は、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で豊富な知識を備えた方であり、公平委員として適任であると考え、選任しようとするものであります。

次に、議案第34号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」につきましては、 尾鷲市教育委員会委員、伊藤郁氏が本年3月31日をもって辞職されることから、 その残任期間について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項 の規定により、新たに小川百合子氏を尾鷲市教育委員会委員として選任いたした く、議会の同意を求めるものであります。

小川百合子氏は、教育行政に関し理解があり、実直、誠実で、人格、識見とも すぐれた方であり、教育委員として適任であると考え、選任しようとするもので あります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(中垣克朗議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の2議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございますか。

7番、南議員。

[7番(南靖久議員)登壇]

7番(南靖久議員) 私は、議案第34号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」、

若干基本的な質疑をさせていただきたいと思います。

先ほど岩田市長の方から、伊藤郁さんが恐らく一身上の都合でわずかな残任期間を残してやめられるということで、伊藤さんのご労苦には心からこの場で敬意を表したいと思います。

また、今回、残任期間の選任をされようとする小川百合子さんに至っても、さきの21日の全員協議会で彼女のいろいろな活動を通した学校教育に対する思いを聞いておりますので、なかなか違った観点で学校教育を見ておられる方で、期待の持てるような教育委員会活動をしていただけるのかなということで、もろ手を挙げて賛成をいたしたいと思います。

ただ、私が今回質疑の場に立たせていただきましたのは、今後の教育委員の選任のあり方について、教育委員会として今の時代を見据えた、尾鷲市に見合った学校教育を構築していくために、今後に至ってどのような教育委員さんの基準と申しましょうか、考え方を持って今回選出されて、また、これからもどのような形で選任をしていこうとするのか、簡単に教育長の方からお答えを願えればと思います。

議長(中垣克朗議員) 教育長。

教育長(畑中伸稔君) 今回の委員選出の経緯につきましてご説明申し上げます。

今回、任期途中でありますが、一身上のご都合で退任されます伊藤委員の後任 につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条の趣旨を十分 踏まえた上で候補者を挙げさせていただきました。

地方教育行政の組織上及び運営に関する法律の第4条には、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」となっており、また、その4項では、「地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない。」と明記されております。その趣旨を踏まえて選出させていただきました。

以上でございます。

議長(中垣克朗議員) 7番、南議員。

7番 (南靖久議員) 今、教育長の答えていただいたのは、教育基本法に基づいた基本的な教育委員の選任のあり方ということで模範解答をいただいたわけなんです

けども、私が本音として聞きたかったのは、当然、教育法に基づいて市長が提案 されて議会が議決するわけなんですけど、今の話ですと、尾鷲市の教育委員会と しての教育委員さんへの今後のあり方、そういったものについて僕自身、教育長 の、教育委員会の気持ちを選任に当たっての気持ちが見えてこないなと感じたん ですけど。

恐らく保護者の中でも1名選出せんなということで、ここ最近、平成11年からですか、女性が2名、尾鷲の教育委員さんとして選任されるようになっております。私の記憶では平成3年、初めて女性の方が教育委員として任命されてから、空欄ができたり、ここ10年近く前から2名体制で落ち着いてきたのが今の尾鷲市の現実なんですけどね。

そういった中で、教育基本法ではなくて、やはりこの尾鷲地域の地域性、旧尾鷲、南北、九鬼も踏まえた輪内地区といった、そういった選定も僕は教育委員会の中の思いとして必要じゃないのかなということを思いもしておりましたけれども、たまたま今回、三木里に住んでおられる方が新しく女性候補として選任されたということについては、なかなか地域考慮も考えておるなということで安心をしたわけなんですけども、そういったことで、尾鷲市の教育委員会としては、年齢構成云々じゃなしに、そういった地域バランスも考えた教育委員の選任というのは、今後に対して考えておられないのかを1点、教育長にお聞きしたいと思います。

議長(中垣克朗議員) 教育長。

教育長(畑中伸稔君) 今、南議員の地域的ということなんですけども、私どもとしましては、委員全員が全地域を見ていただくということで、確かに南議員さんおっしゃったように、委員の中に、旧尾鷲町内ですか、何名、それから、それ以外で何名というそれはありますが、それはたまたまそうなったのであって、枠はあったというふうに僕は聞いておりませんので、今後は委員5人で全市を見ていただくというような人を推薦して、ご承認いただきたいというふうに思っております。

議長(中垣克朗議員) 7番、南議員。

7番(南靖久議員) 当然、教育長としてはそう答えるべきだろうなと私自身も思いましたけども、やはり各地域によって風土と文化、そういった違いが生じてきますので、私としたら、できたら今後ともそういったことも念頭に置いた教育委員の選任をしていただいて、しっかりとした教育委員会としての尾鷲に似合った基

本的な考え方をしっかり頑張っていただきたいと思います。

ありがとうございます。

議長(中垣克朗議員) 教育長。

- 教育長(畑中伸稔君) 今、南議員のご意見はしっかり脳裏におさめさせていただきまして、今後の人選に当たっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 議長(中垣克朗議員) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中垣克朗議員) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

ただいま議題となっております2議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中垣克朗議員) ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております2議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はございません。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中垣克朗議員) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。 これより採決を行います。

最初に、日程第35、議案第33号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」、 原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長(中垣克朗議員) 起立全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第36、議案第34号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」、 原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長(中垣克朗議員) 起立全員であります。よって、議案第34号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第37、報告第1号「専決処分事項について(訴えの提起)」を議

題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。 市長。

## [市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、報告案件1件についてご説明をいたします。

報告第1号「専決処分事項について(訴えの提起)」につきましては、昨年3月、市内で発生した自損事故に関し、本市を相手方として損害賠償請求訴訟を提起したことに対する反訴を提起し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議長(中垣克朗議員) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。報告案件であることにご留意の上、ご発言願います。ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中垣克朗議員) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終 結いたします。

ここで、副議長と交代いたします。

(議長、副議長の交代)

副議長(端無徹也議員) これより、私、副議長が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第38、発議第1号「中垣克朗議長に対する不信任決議について」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、中垣議長の退席を求めます。

(中垣議長 退席)

副議長(端無徹也議員) それでは、事務局をして、発議の朗読をいたさせます。 事務局長。

(事務局長 朗読)

副議長(端無徹也議員) それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。 6番、神保美也議員。

[6番(神保美也議員)登壇]

6番(神保美也議員) 提案理由の説明は、中垣克朗議長に対する不信任決議案の朗

読をもってかえさせていただきます。

昨年の6月、尾鷲市議会では初めての議長選挙立候補制の中で、中垣議員は議 長への不退転の決意を述べられ、多くの議員の期待と賛同を得て議長に就任され ました。

しかし、議長就任当初の謙虚な姿勢は長く続かず、本会議や委員会などの運営においても、独善的な発言や議員を罵倒するような発言、さらには全員協議会での議事進行の不手際などから会議が流会となるなど、議会を著しく混乱させる前代未聞の不祥事を引き起こす結果を招きました。

本来、議長職は議会を代表する立場で中立公平で議会を運営しなければならないことは言うまでもありませんが、中垣議長は就任以来余りにもその職務を逸脱した行為を繰り返していることから、多くの議員より議長職不適任との声が高まり、本年1月16日に5名の賛同議員による議長職即時辞任の申し入れを行ったところであります。

現在、尾鷲市政は、公共施設の耐震化や行政組織の見直しなどによる行政刷新などの課題が山積しており、尾鷲市議会においても議会改革特別委員会が設置されるなど、今後、より多くの議論が必要であります。まさに議長の手腕が問われようとしている中、これ以上議長の職務を全うすることは期待できず、尾鷲市政や尾鷲市議会だけでなく、市民にとっても不信感を招く可能性が大いに懸念されるところであります。中垣克朗議長の議長職における資質を厳しく問わなければなりません。

よって、尾鷲市議会は中垣克朗議長を信任しないものとする。

以上、決議する。

平成24年2月28日。

提出、尾鷲市議会。

以上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

副議長(端無徹也議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(端無徹也議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(端無徹也議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

この採決は起立によって行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(端無徹也議員) ご異議なしと認めます。よって、本件は起立によって採決いたします。

なお、本件は、過半数議決であることを念のため申し添えます。

ただいまの出席議員は私を除いて13名であります。

それでは、発議第1号「中垣克朗議長に対する不信任決議について」、原案の とおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 少 数)

副議長(端無徹也議員) 起立少数であります。よって、発議第1号は否決されました。

ここで、中垣議長の入場を求めます。

(中垣議長 入場)

副議長(端無徹也議員) それでは、議長席を交代いたします。

(議長、副議長の交代)

議長(中垣克朗議員) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす2月29日から3月4日までを休会とし、5日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 0時13分〕